

第 7 4 4 号
平成28年7月10日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

条 例	番号	頁数
・天理市議会議員及び天理市長の選挙 おける選挙運動用自動車使用の公営 に関する条例等の一部を改正する条 例	32	2
・天理市印鑑条例及び天理市手数料条 例の一部を改正する条例	33	2
告 示	番号	頁数
・放置自転車等の保管について	204	3
・放置自転車等の保管について	205	3
・放置自転車等の保管について	206	4
・放置自転車等の保管について	207	4
・放置自転車等の保管について	208	5
・放置自転車等の保管について	209	5
・放置自転車等の保管について	210	5
・放置自転車等の保管について	211	6
・放置自転車等の保管について	213	6
・抑留犬の公示について	214	7
・放置自転車等の保管について	215	7
・放置自転車等の保管について	216	7
・公示送達について	217	8
・放置自転車等の保管について	218	8
・放置自転車等の保管について	219	8
・放置自転車等の保管について	220	9
・放置自転車等の保管について	221	9
・放置自転車等の保管について	222	10
・放置自転車等の保管について	223	10
・放置自転車等の保管について	224	11
・平成28年度天理市一般会計補正予算 (第2号)の要領について	225	11
・放置自転車等の保管について	226	17
・放置自転車等の保管について	227	17
・放置自転車等の保管について	228	17
・放置自転車等の保管について	229	18
・公示送達について	230	18
・放置自転車等の保管について	231	18
・放置自転車等の保管について	232	19

・放置自転車等の保管について	233	19
・放置自転車等の保管について	234	20
公 告	番号	頁数
・大和都市計画生産緑地地区の変更に ついて	29	20
・一般競争入札について	30	20
・都市計画法に基づく公聴会の開催に ついて	31	23
・農用地利用集積計画について	32	24
・市有財産売却公告について	33	24
教育委員会	番号	頁数
・定例教育委員会の招集について	10	26
農業委員会	番号	頁数
・農業委員会の招集について	7	26
選挙管理委員会	番号	頁数
・選挙権を有する者の直接選挙に必要 な選挙人の数について	5	26
・選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登 録をした者の氏名を記載した書面の 縦覧場所について	6	26
・参議院選挙区選出議員選挙における ポスター掲示場について	7	27
・選挙権を有する者の直接選挙に必要 な選挙人の数について	8	27
・参議院議員通常選挙における期日前 投票所の場所について	9	27
・参議院議員通常選挙における期日前 投票所の場所について	10	27
・参議院議員通常選挙における期日前 投票所の投票管理者及びその職務を 代理すべき者の選任について	11	27
・参議院議員通常選挙における各投票 区の投票所の場所について	12	27
・参議院議員通常選挙における本市開 票区の場所及び日時について	13	28

・参議院議員通常選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について	14	28
・参議院議員通常選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について	15	28
・参議院選挙区選出議員選挙における候補者の氏名及び当該候補者に係る候補者届出政党の名称の掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時について	16	28
・参議院議員通常選挙における投票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき等におけるくじを行う場所及び日時について	17	28
公営企業	番号	頁数
・天理市指定下水道工事店の指定につ	20	29

いて【公告】		
・天理市指定下水道工事店の指定について【公告】	21	29
・天理市指定下水道工事店の廃止について【公告】	22	29
・天理市指定給水装置工事事業者の指定について【告示】	6	29
・天理市指定給水装置工事事業者の指定について【告示】	7	29
・天理市指定給水装置工事事業者の廃止について【告示】	8	30
・平成28年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	23	30

条 例

(平成28年 6 月 24 日 掲 示 済)

天理市議会議員及び天理市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 6 月 24 日

天理市長 並 河 健

天理市条例第32号

天理市議会議員及び天理市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例

(天理市議会議員及び天理市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正)

第 1 条 天理市議会議員及び天理市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例(平成 5 年 6 月 天理市条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条 第 2 号 ア 中「15,300 円」を「15,800 円」に改め、同号 イ 中「7,350 円」を「7,560 円」に改める。

(天理市議会議員及び天理市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第 2 条 天理市議会議員及び天理市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例(平成 5 年 6 月 天理市条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条 中「5 10 円 48 銭」を「5 25 円 6 銭」に、「301,875 円」を「310,500 円」に改める。

(天理市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第 3 条 天理市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例(平成 20 年 9 月 天理市条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条 及び 第 5 条 中「7 円 30 銭」を「7 円 51 銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成28年 6 月 24 日 掲 示 済)

天理市印鑑条例及び天理市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 6 月 24 日

天理市長 並 河 健

天理市条例第33号

天理市印鑑条例及び天理市手数料条例の一部を改正する条例

(天理市印鑑条例の一部改正)

第 1 条 天理市印鑑条例(昭和 45 年 3 月 天理市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条 の 3 中「接続された」の次に「本市が設置する」を加える。

第 12 条 の 6 の次に次の 1 条を加える。

(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等)

第12条の7 第12条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回路で接続された民間事業者が設置する専用の端末機をいう。）に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（印鑑登録証明書の交付を受けるために必要な情報が記録されたものに限る。）を使用して暗証番号及び必要事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

2 前項の暗証番号は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いるものとして設定された暗証番号とする。

（天理市手数料条例の一部改正）

第2条 天理市手数料条例（平成12年3月天理市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第19号中「接続された」の次に「本市が設置する」を、「という。）」の次に「又は民間事業者が設置する専用の端末機（以下「多機能端末機」という。）」を加え、同表第23号中「自動交付機」の次に「又は多機能端末機」を加える。

附 則

この条例は、平成28年8月1日から施行する。

告 示

（平成28年6月6日揭示済）

天理市告示第204号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年6月6日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成28年6月6日

3 移動対象区域

天理市小田中町115番地1先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

（1）返還期間

平成28年6月6日から平成28年8月5日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

（2）返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

6 返還時に必要なもの

（1）印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）

（2）移動・保管費用（1台につき）

ア 移動費 2,050円

イ 保管費 1,020円（ただし、移動日から14日以内は無料）

7 連絡先

天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778

天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

（平成28年6月7日揭示済）

天理市告示第205号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年6月7日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、な

お一定期間放置されていたため。

- 2 移動日
平成28年6月7日
 - 3 移動対象区域
天理市田井庄町702番地3先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年6月7日から平成28年8月6日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年6月7日揭示済)

天理市告示第206号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年6月7日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年6月7日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年6月7日から平成28年8月6日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年6月8日揭示済)

天理市告示第207号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年6月8日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成28年6月8日
- 3 移動対象区域
天理市長柄町603番地先放置禁止区域外
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間

平成28年6月8日から平成28年8月7日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年6月8日揭示済)

天理市告示第208号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年6月8日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成28年6月8日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年6月8日から平成28年8月7日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年6月9日揭示済)

天理市告示第209号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年6月9日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成28年6月9日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年6月9日から平成28年8月8日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年6月13日揭示済)

天理市告示第210号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年6月13日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年6月13日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年6月13日から平成28年8月12日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年6月14日揭示済)

天理市告示第211号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年6月14日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年6月14日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年6月14日から平成28年8月13日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年6月15日揭示済)

天理市告示第213号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年6月15日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成28年6月15日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年6月15日から平成28年8月14日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年6月16日揭示済)

天理市告示第214号

抑留犬の公示

狂犬病予防法第6条第8項（第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公示する。

平成28年6月16日

天理市長 並 河 健

保護日時 平成28年6月16日

保護場所 天理市長滝町

種類 雑種

性別 雌

毛色 茶色

体格 中

首輪 無

その他、特徴 無

犬の所有者は、郡山保健所（Tel.51-0193）へ返還請求の手続きをしてください。

(平成28年6月16日揭示済)

天理市告示第215号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年6月16日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成28年6月16日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年6月16日から平成28年8月15日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年6月17日揭示済)

天理市告示第216号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年6月17日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年6月17日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年6月17日から平成28年8月16日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年6月17日揭示済)

天理市告示第217号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市税務課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成28年6月17日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成28年6月20日揭示済)

天理市告示第218号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年6月20日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年6月20日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年6月20日から平成28年8月19日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年6月22日揭示済)

天理市告示第219号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転

車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年6月22日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年6月22日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年6月22日から平成28年8月21日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年6月22日揭示済)

天理市告示第220号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年6月22日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年6月22日
 - 3 移動対象区域
天理市石上町548番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年6月22日から平成28年8月21日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年6月22日揭示済)

天理市告示第221号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年6月22日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成28年6月22日
- 3 移動対象区域

天理市石上町3573番地3先放置禁止区域外
4 保管場所

天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年6月22日から平成28年8月21日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年6月23日揭示済)

天理市告示第222号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年6月23日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成28年6月23日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年6月23日から平成28年8月22日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年6月24日揭示済)

天理市告示第223号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年6月24日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成28年6月24日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年6月24日から平成28年8月23日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年 6 月 27 日 掲 示 済)

天理市告示第224号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 6 月 27 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年 6 月 27 日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 6 月 27 日から平成28年 8 月 26 日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 6 月 27 日 掲 示 済)

天理市告示第225号

平成28年 6 月 24 日付で議決のあった平成28年度天理市一般会計補正予算（第2号）の要領は、次のとおりである。

平成28年 6 月 27 日

天理市長 並 河 健

平成28年度天理市一般会計補正予算（第2号）

平成28年度天理市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57,352千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,671,668千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		3,884,560	28,089	3,912,649
	2 国庫補助金	841,653	28,089	869,742
18 繰入金		877,460	150	877,610
	1 基金繰入金	877,460	150	877,610
19 繰越金		200,000	13,713	213,713
	1 繰越金	200,000	13,713	213,713
20 諸収入		386,218	15,400	401,618
	5 雑入	214,856	15,400	230,256
歳 入 合 計		25,614,316	57,352	25,671,668

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,764,648	30,690	2,795,338
	1 総務管理費	2,194,408	14,850	2,209,258
	3 戸籍住民基本台帳費	175,606	15,840	191,446
3 民生費		9,990,607	13,249	10,003,856
	1 社会福祉費	4,390,934	9,249	4,400,183
	2 児童福祉費	4,360,870	4,000	4,364,870
4 衛生費		1,720,964	9,149	1,730,113
	1 保健衛生費	558,291	9,149	567,440
9 消防費		881,610	700	882,310
	1 消防費	881,610	700	882,310

10 教育費		2,603,774	3,564	2,607,338
	5 社会教育費	492,374	3,564	495,938
歳 出 合 計		25,614,316	57,352	25,671,668

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説 明
				区 分	金 額 千円	
1 総務費国庫補助金	33,073	15,840	48,913	2 戸籍住民基本台帳費補助金	15,840	個人番号カード交付事業費補助金
2 民生費国庫補助金	206,750	12,249	218,999	1 社会福祉費補助金	9,249	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
				2 児童福祉費補助金	3,000	保育対策総合支援事業費補助金
計	841,653	28,089	869,742			

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説 明
				区 分	金 額 千円	
4 地元公共事業積立基金繰入金	460	150	610	1 地元公共事業積立基金繰入金	150	
計	877,460	150	877,610			

18款 繰入金

(款) 19 繰越金
(項) 1 繰越金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
1 繰越金	200,000	13,713	213,713	1 繰越金	13,713	
計	200,000	13,713	213,713			

(款) 20 諸収入
(項) 5 雑入

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
1 雑入	214,842	15,400	230,242	3 雑入	15,400	自治総合センター助成金
計	214,856	15,400	230,256			

20款 諸収入

2 歳出
(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額 千円	
				国県支出金	市債	その他				
7 財産区財産管理費	3,808	150	3,958			(繰) 150		19 負担金補助及び交付金	150	公共事業に対する補助金
12 協働推進費	32,627	14,700	47,327			(諸) 14,700		19 負担金補助及び交付金	14,700	コミュニティ助成事業補助金
計	2,194,408	14,850	2,209,258			14,850				

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	市 債	そ の 他				
1 戸籍住民基本台帳費	千円 175,606	千円 15,840	千円 191,446	千円 (国) 15,840			千円 19 負担金補助及び交付金	千円 15,840	個人番号カード交付事業費交付金	
計	175,606	15,840	191,446	15,840						

2款 総務費 3項 戸籍住民基本台帳費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	市 債	そ の 他				
12 介護保険費	千円 677,837	千円 9,249	千円 687,086	千円 (国) 9,249			千円 19 負担金補助及び交付金	千円 9,249	地域介護・福祉空間整備事業等補助金	
計	4,390,934	9,249	4,400,183	9,249						

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	市 債	そ の 他				
1 児童福祉総務費	千円 850,771	千円 4,000	千円 854,771	千円 (国) 3,000			千円 19 負担金補助及び交付金	千円 4,000	民間保育所運営費補助金	
計	4,360,870	4,000	4,364,870	3,000			1,000			

3款 民生費 2項 児童福祉費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	市債	その他				
2 予防費	170,480	9,149	179,629				9,149	11 需用費	22 消耗品費 印刷製本費	4 18
								13 委託料	9,127	個別予防接種委託料
計	558,291	9,149	567,440				9,149			

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	市債	その他				
2 災害対策費	31,578	700	32,278			(諸)	700	19 負担金補助及び交付金	700	コミュニティ助成事業補助金
計	881,610	700	882,310			700				

9款 消防費 1項 消防費

(款) 10 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	市債	その他				
4 公民館費	168,641	3,664	172,205				3,664	19 負担金補助及び交付金	3,664	公民館類似施設整備費補助金
計	492,374	3,664	495,938				3,664			

(平成28年 6 月30日 掲示済)

天理市告示第226号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 6 月30日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年 6 月30日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 6 月30日から平成28年 8 月29日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 7 月1日 掲示済)

天理市告示第227号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年 9 月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年 7 月1日

天理市長 並 河 健

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 移動日
平成28年 6 月30日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 7 月1日から平成28年12月31日まで
 - (2) 返還時間
自転車等駐車場の営業時間
- 4 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 5 連絡先
ミディ総合管理（株） 電話 06-4399-9088
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成28年 7 月1日 掲示済)

天理市告示第228号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 7 月1日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成28年 7 月1日
- 3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年7月1日から平成28年8月30日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年7月1日揭示済)

天理市告示第229号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年7月1日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年7月1日
 - 3 移動対象区域
天理市三島町504番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年7月1日から平成28年8月30日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年7月4日揭示済)

天理市告示第230号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成28年7月4日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、揭示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(平成28年7月4日揭示済)

天理市告示第231号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年7月4日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年7月4日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年7月4日から平成28年9月2日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年7月4日揭示済)

天理市告示第232号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年7月4日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年7月4日
 - 3 移動対象区域
天理市荒蒔町50番地1先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年7月4日から平成28年9月2日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年7月4日揭示済)

天理市告示第233号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年7月4日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成28年7月4日
- 3 移動対象区域
天理市荒蒔町100番地1先放置禁止区域外
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年7月4日から平成28年9月2日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年7月5日揭示済)

天理市告示第234号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年7月5日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成28年7月5日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年7月5日から平成28年9月3日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

公 告

(平成28年6月22日揭示済)

天理市公告第29号

大和都市計画生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成28年6月22日

天理市長 並 河 健

1. 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画生産緑地地区

2. 変更に係る都市計画を定める土地の区域

天理市石上町の一部

3. 都市計画の案の縦覧場所

天理市川原城町605番地 天理市建設部まちづくり計画課内

4. 都市計画の案の縦覧期日

平成28年6月22日から7月6日まで

5. 都市計画の案に対する意見の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、連絡先、意見の要旨及びその理由を記載した文書を市長あてで平成28年7月6日までに、天理市建設部まちづくり計画課に必着するように提出してください。

(平成28年7月1日揭示済)

天理市公告第30号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成28年7月1日

天理市長 並 河 健

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工事名 丹波市幼稚園雨漏り補修工事
- (2) 工事場所 天理市 丹波市町
- (3) 工事概要 屋根の雨漏り補修工事
- 防水工事
- | | |
|---------------|---------------------|
| サンタックルーフR K工法 | A=564m ² |
| ・遊戯室大屋根 | A=334m ² |
| ・遊戯室前下屋 | A=112m ² |
| ・南棟下屋 | A=113m ² |
| ・給湯室屋根 | A= 5m ² |
- 既設防水改修部（北棟下屋）
- トップコート仕上げ A=111m²
- 塗装工事
下足室屋根裏及び鉄骨部
- 仮設工事 一式
- 発生材処分 一式
- (4) 工期 平成28年9月30日まで
- (5) 予定価格 12,322,800円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 最低制限価格 11,090,520円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

第2 競争参加資格

- (1) 天理市に対して本市建設工事執行規則第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書（様式第1号）を提出している建築工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するものうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有するもの）であって、次の(2)から(4)までに掲げる条件を全て満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件を全て満たしていること。
- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法第15条の規定による建設業の許可を、建築工事業について受けている者であること。
 - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における建築一式工事の総合評定値を有する者であること。
 - ④ 天理市が平成28年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成28年度）において建築工事の格付がB等級に位置づけされている者であること。
 - ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、天理市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
 - ⑦ 天理市に対して不誠実な行為のない者であること。
 - ⑧ 他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名配置できること。
- ① 別表2の資格を有する者。
 - ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。
 - ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者。
- (4) 次に掲げる設計業務の受託者（以下「当該受託者」という。）と資本又は人事面において関連がある者でないこと。
- | | |
|-----|--------------|
| 名 称 | ㈱森馬建築都市創造設計 |
| 住 所 | 天理市田井庄町523番地 |

第3 入札手続等

- (1) 担当部課
〒632-8555
天理市川原城町605番地
天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
- ① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。

② 交付場所 (1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

(1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出

① 提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。

② 提出場所 第3(1)に同じ。

③ 提出部数 各1部

④ 提出方法 持参すること。

⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

(1) 日時 別表(入札日程)のとおりとする。

(2) 場所 第3(1)に同じ。

(3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。

① 質問書提出期限 別表(入札日程)のとおりとする。

② 質問書提出場所 第3(1)に同じ

③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。

(4) 質問書に対する回答は、別表(入札日程)のとおり回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供する。

第6 入札の方法

(1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。

(2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、内訳書とともに外封筒に入れなければならない。

(3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。

(4) 競争参加資格者が入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

(1) 到着期限日 別表(入札日程)のとおりとする。

(2) 入札書の送付先 日本郵便(株) 天理郵便局 留
天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

(1) 日時 別表(入札日程)のとおりとする。

(2) 場所 天理市川原城町605番地
天理市役所3階334会議室

第9 落札者の決定方法

(1) 入札の回数は、1回とする。

(2) 天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。

決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。

落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 免除

(2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室
 電話番号 0743-63-1001 内線 332

第13 その他

詳細は、入札説明書による。

別表（入札日程）

丹波市幼稚園雨漏り補修工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付	平成28年7月1日（金）から 平成28年7月12日（火）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開日	平成28年7月1日（金）から 平成28年7月12日（火）まで 申請書等の様式は、天理市ホームページからダウンロード できます。
質問書の提出期限	平成28年7月14日（木）まで <u>質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。</u>
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成28年7月21日（木）
質問書への回答日	平成28年7月21日（木）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成28年7月25日（月）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成28年7月28日（木）
入札書到着期限日	平成28年8月2日（火） <u>書留郵便にて</u> <u>日本郵便㈱ 天理郵便局に必着のこと</u>
開札の日時	平成28年8月3日（水） 午前9時30分
くじを行う場合の日時	平成28年8月3日（水） 午前11時

上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

（別表2）

配置技術者の資格（いずれかに該当すること）
① 建築工事に関し、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に建築学又は都市工学に関する学科を修めた者 ② 建築工事に関し10年以上実務の経験を有する者 ③ 建築工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者 ④ 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「建築」とするものに限る。）とするものに合格した者 ⑤ 建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者 ⑥ ①又は②と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると国土交通大臣が認める者

（平成28年7月1日掲示済）

天理市公告第31号

都市計画法に基づく公聴会の開催について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、大和都市計画道路に関する都市計画

の変更案を作成するための公聴会を次のとおり開催します。
平成28年7月1日

天理市長 並 河 健

1. 公聴会開催の日時及び場所

日 時	場 所
平成28年7月24日（日）午後2時から	天理市役所5階533会議室（天理市川原城町605番地）

2. 作成しようとする都市計画の変更案の概要

変更案を作成しようとする都市計画の種類及び名称並びに都市計画を変更しようとする土地の区域

種類及び名称	都市計画を変更しようとする土地の区域
大和都市計画道路3・4・406号 田櫛本線	天理市東井戸堂町

3. 変更案に関する図書の閲覧

2に関する関係図書は、天理市建設部まちづくり計画課において、平成28年7月4日（月）から平成28年7月19日（火）まで一般の閲覧に供します。

4. 公述申出書の提出の方法及び提出期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者（天理市の住民その他の利害関係者に限ります。）は、公述申出書に変更案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を併記した文書一通（別記様式参照）を天理市長宛とし、天理市建設部まちづくり計画課（天理市川原城町605番地）に平成28年7月19日（火）までに必着するよう提出してください。

5. 公述人の選定及び通知

公聴会において意見を述べることができる者は、公述申出書を提出した者のうちから天理市長が選定し、その旨を通知した者とします。

6. 変更案に関する問い合わせ

天理市建設部まちづくり計画課（0743-63-1001）にお問い合わせください。

7. 公聴会に関する問い合わせ

天理市建設部まちづくり計画課（0743-63-1001）にお問い合わせください。
なお、公述申出書の提出がない場合は、公聴会を中止します。

（平成28年7月1日揭示済）

天理市公告第32号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成28年7月1日

天理市長 並 河 健

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

（平成28年7月4日揭示済）

天理市公告第33号

市有財産売払公告

下記市有財産の活用について、公募型プロポーザル方式による提案書を次のとおり募集するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成28年7月4日

天理市長 並 河 健

1. 概要

(1) 件名

旧天理消防署跡地活用事業

(2) 対象物件

所在	地番	地目	面積	
			公簿（㎡）	実測（㎡）
天理市田井庄町	481番5	宅地	2573.24	2573.24

(3) スケジュール

平成28年7月4日（月）～	公告・募集要項の配布 （市ホームページに掲載）
平成28年7月20日（水） ～平成28年8月10日（水）	質疑書の受付
平成28年8月19日（金）	質疑への最終回答更新予定日
平成28年8月22日（月） ～平成28年9月20日（火）	応募書類（応募申込書、活用提案書等）の受付
平成28年9月下旬	第1次審査の実施（書類審査）

平成28年 9 月下旬	第 1 次審査の選考結果通知
平成28年10月上旬	第 2 次審査の実施（プレゼンテーション）
平成28年10月上旬	最優秀提案者及び優秀提案者の決定 評価結果の通知、公表
平成28年10月下旬	売買契約締結及び契約保証金納付
平成28年11月上旬	売買代金納付
平成28年11月上旬	土地の引き渡し

2. 選定方法

公募型プロポーザル方式とする。

3. 参加資格

応募に当たっては、次に掲げる資格条件を全て満たすことを要件とします。

- (1) 法人格を有する団体であること
- (2) 応募者自ら本件土地を取得し、活用すること
- (3) 本件土地の取得及び開発事業の実施に必要な知識、経験、資格、技術力、資金及び社会的信用を備えている者
- (4) 次の全ての事項に該当しないこと
 - (ア) 他の応募者の構成員として重複している者
 - (イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - (ウ) 本市の行った普通財産の売払いに関し、次のいずれかに該当する者で、当該事実があった日から2年を経過していないもの
 - ・一般競争入札の公正な競争を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - ・落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ・正当な理由がなくて契約を履行しなかった者又は正当な理由がなくて契約の締結をしなかった者
 - (エ) 以下の申立てがなされている者
 - ・破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - ・会社更生法第17条に基づく更生手続開始の申立て（同法第199条に規定する更生計画認可の決定を受けているものを除く。）
 - ・民事再生法第21条の規定による再生手続きの申立て（同法第174条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - (オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員又はそれらの利益となる活動を行う者
 - (カ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体又は当該団体の役員若しくは構成員
- (5) 公租公課を滞納していない者
- (6) 指定期日までに売買代金の納付が可能である者

4. 審査

活用提案書等の必要書類の提出を求め、総合的な審査・評価を行い、最優秀提案者及び優秀提案者（次点者）を各1者選考し、売却相手を決定する。

5. 手続等

(1) 募集要項の配布

- ① 配布期間 平成28年 7 月 4 日（月）から
（土曜日・日曜日・祝日を除く。）
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- ② 配布場所 天理市役所 4 階 総務課・総合政策課
- ③ 配布方法 担当窓口において直接入手するほか、本市ホームページからダウンロードして入手することができます。
（天理市ホームページURL <http://www.city.tenri.nara.jp>）

(2) 応募書類の提出

- ① 提出期間 平成28年 8 月 22 日（月）から平成28年 9 月 20 日（火）
（土曜日・日曜日・祝日を除く。）
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- ② 提出場所 天理市役所 4 階 総合政策課・総務課
- ③ 提出方法 直接持参とし郵送等は認めません。
- ④ 提出書類 事業者に関する書類、活用提案に関する書類、買受希望価格書

6. その他事項

この公告に記載する事項以外の条件等については、「旧天理消防署跡地活用事業公募型プロポーザル募集要項」のとおりとする。

7. 問い合わせ先

- 総務部 総務課 (市役所4階)
TEL 0743-63-1001 (内線417)
FAX 0743-62-5016
- 市長公室 総合政策課 (市役所4階)
TEL 0743-63-1001 (内線467)
FAX 0743-62-5016

教育委員会

(平成28年7月1日揭示済)

天教告示第10号

平成28年7月6日午前10時から7月定例教育委員会を天理市役所に招集する。
平成28年7月1日

天理市教育委員会
教育長 森 継 隆

農業委員会

(平成28年6月28日揭示済)

天農委告示第7号

平成28年7月8日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。
平成28年6月28日

天理市農業委員会
会長 藏 本 純 次

- 議案第1号 農地法第3条に関する許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条に関する許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条に関する許可申請について
 - 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
 - 議案第5号 天理農業振興地域整備計画の変更について
 - 議案第6号 その他
- ①市街化区域の専決処分について (報告)

選挙管理委員会

(平成28年6月17日揭示済)

天選告示第5号

平成28年6月2日現在における地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成28年6月17日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀 内 靖 介

50分の1の数	1,055 人
6分の1の数	8,791 人
3分の1の数	17,581 人

(平成28年6月17日揭示済)

天選告示第6号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により、平成28年6月21日に縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所等を記載した書面並びに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称等(当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日)を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成28年6月17日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀 内 靖 介

縦覧場所 天理市川原城町605番地

天理市役所内 天理市選挙管理委員会事務局

(平成28年 6 月17日 揭示済)

天選告示第 7 号

平成28年 7 月10日 執行予定の参議院（選挙区選出）議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定により設置したポスター掲示場は、次のとおりである。

平成28年 6 月17日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

別紙のとおり 略

(平成28年 6 月21日 揭示済)

天選告示第 8 号

平成28年 6 月21日 現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成28年 6 月21日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

50分の1の数	1,068	人
6分の1の数	8,897	人
3分の1の数	17,793	人

(平成28年 6 月22日 揭示済)

天選告示第 9 号

平成28年 7 月10日 執行予定の参議院議員通常選挙につき、在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所は、次の場所に設ける。

平成28年 6 月22日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所名	在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の場所
天理市役所期日前投票所	天理市川原城町605番地 天理市役所1階 131会議室

(平成28年 6 月22日 揭示済)

天選告示第10号

平成28年 7 月10日 執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所は、次の場所に設ける。

平成28年 6 月22日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

期日前投票所名	期日前投票所の場所	期間	時間
天理市役所期日前投票所	天理市川原城町605番地 天理市役所1階 131会議室	平成28年 6 月23日 ～平成28年 7 月 9 日	午前 8 時30分 ～午後 8 時00分
天理大学期日前投票所	天理市杣之内町1050番地 ふるさと会館1階 会議室	平成28年 6 月30日 、平成28年 7 月 1 日	午前10時00分 ～午後 5 時00分

(平成28年 6 月22日 揭示済)

天選告示第11号

平成28年 7 月10日 執行の参議院議員通常選挙における天理市役所期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成28年 6 月22日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

別紙のとおり 略

(平成28年6月22日揭示済)

天選告示第12号

平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙における本市の各投票区の投票所は、次の場所に設ける。
平成28年6月22日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

別紙のとおり 略

(平成28年6月22日揭示済)

天選告示第13号

平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙につき、本市開票区の開票は、次の場所及び日時に行う。
平成28年6月22日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

- 1 場 所 天理市丹波市町180番地
天理市立丹波市小学校体育館
- 2 日 時 平成28年7月10日 午後9時10分

(平成28年6月22日揭示済)

天選告示第14号

平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。
平成28年6月22日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

別紙のとおり 略

(平成28年6月22日揭示済)

天選告示第15号

平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。
平成28年6月22日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

開票管理者		開票管理者の職務代理者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
天理市樺本町1504番地1	堀内靖介	天理市勾田町222番地9	西辻健一

(平成28年6月22日揭示済)

天選告示第16号

平成28年7月10日執行の参議院選挙区選出議員選挙につき、本市の各投票所内における候補者の氏名及び党派別の揭示の順序を定めるくじは、次の場所及び日時に行う。
平成28年6月22日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

- 1 場 所 天理市役所 地下 B30会議室
- 2 日 時 平成28年6月22日 午後5時15分

(平成28年6月22日揭示済)

天選告示第17号

平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙において、公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定により、開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときにおけるくじは、次の場所及び日時に行う。
平成28年6月22日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

- 1 選挙区選出議員選挙に係るくじ

場所 天理市役所 地下 B30会議室
日時 平成28年7月7日 午後5時15分
2 比例代表選出議員選挙に係るくじ
場所 天理市役所 地下 B30会議室
日時 平成28年7月7日 午後5時20分

公営企業

(平成28年6月8日揭示済)

天理市上下水道局公告第20号

天理市指定下水道工事店の指定について
平成28年6月8日付をもって下記の者を天理市指定下水道工事店として指定したので公告する。
平成28年6月8日

天理市上下水道事業管理者
藤田俊史

天理市指定下水道工事店

商号 榑谷口水道工業所
代表者 有川 勝己
住所 奈良県生駒市小瀬町307-1

(平成28年6月8日揭示済)

天理市上下水道局公告第21号

天理市指定下水道工事店の指定について
平成28年6月8日付をもって下記の者を天理市指定下水道工事店として指定したので公告する。
平成28年6月8日

天理市上下水道事業管理者
藤田俊史

天理市指定下水道工事店

商号 貞清設備工業所
代表者 貞清 一男
住所 奈良県桜井市大字阿部1169番地

(平成28年6月8日揭示済)

天理市上下水道局公告第22号

天理市指定下水道工事店の廃止について
平成28年6月8日付をもって下記の天理市指定下水道工事店は廃止したので公告する。
平成28年6月8日

天理市上下水道事業管理者
藤田俊史

廃止天理市指定下水道工事店

商号 新和設工
代表者 有川 勝己
住所 奈良県奈良市南紀寺町2-351-6

(平成28年6月8日揭示済)

天理市上下水道局告示第6号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について
平成28年6月8日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。
平成28年6月8日

天理市上下水道事業管理者
藤田俊史

天理市指定給水装置工事事業者

商号 榑谷口水道工業所
代表者 有川 勝己
住所 奈良県生駒市小瀬町307-1

(平成28年6月10日揭示済)

天理市上下水道局告示第7号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について
平成28年6月10日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成28年 6 月10日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

天理市指定給水装置工事事業者
商 号 大東建設 (株)
代表者 山下 善一
住 所 奈良県橿原市石原田町297番地の12

(平成28年 6 月13日 揭示済)

天理市上下水道局告示第 8 号
天理市指定給水装置工事事業者の廃止について
平成28年 6 月13日付をもって下記の天理市指定給水装置工事事業者は廃止したので告示する。
平成28年 6 月13日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

廃止天理市指定給水装置工事事業者
商 号 新和設工
代表者 有川 勝己
住 所 奈良県天理市勾田町17-26

(平成28年 6 月27日 揭示済)

天理市上下水道局公告第23号
平成28年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について
天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。
平成28年 6 月27日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域（町名）
大和川第 8 処理分区	西長柄町の一部